

## ロシアのかたち (8)

松嶋希会\*

今回は、ロシアを少し離れ、中央アジア諸国（カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス共和国（キルギスタン）、タジキスタンとトルクメニスタンの5か国）におけるロシア語に触れたい。中央アジア5か国は、主にテュルク系民族（タジキスタンはペルシャ系）が住み、穏やかなイスラム教を信仰する国々であるが、5か国といっても100以上の民族が暮らす多民族地域である。中央アジアに接するロシア、中国（新疆ウイグル自治区）やペルシャの国（イラン、アフガニスタン）からの人々も暮らし、また、厳しい歴史の中で強制的に移住させられた朝鮮民族やドイツ系の人々も減ってはいるがこの地で生活を続けている。

中央アジア諸国では、20世紀初めにソ連邦に編入されてからソ連邦が崩壊する1991年まで、事実上、ロシア語が公的な言語として使われていた。ソ連邦崩壊後、独立した各国は、主要民族の言葉を「国語」と位置付けたが、すぐにロシア語が消え去るわけはなかった。私がウズベキスタンで法整備支援の仕事をしていた2006年・2007年当時、裁判所や省庁で働く世代は、ロシア語で教育を受けており、ウズベク語を話せないウズベク人もいた上、ウズベク語で正しく文書を書くことができる人は極端に少なかった。しかし、ソ連邦崩壊から30年弱経過して、政治・経済・社会により各国でのロシア語の状況に差が出てきている。

ウズベキスタンの法令は、ロシア語について何ら定めていない。同国は、独立後、民族復興のため、脱ロシア化・ウズベク化政策を推進してきたためであろう、昨年今年に訪問した際には、首都でもロシア語を話さない若者に会うことが数回あった。閉ざされた国であるトルクメニスタンでも、ロシア語について法律は何も定めていない（入国が難しく、近年は訪問していないため実情は不明である。）。タジキスタンでは、憲法上、ロシア語は民族共通語とされてい

るが、2008年頃でも、裁判官や司法省職員がロシア語での法律議論に若干不便を感じていたようである。同国は独立後に内戦に突入し、多くのロシア人・外国人が国外に避難し、また、地理的にもロシアに遠いためと思われる（ただし、昨年訪問した際には、上の世代の方々としか話さなかったためか、タジク語しか通じず困るという事態はなかった。）。キルギスタンでは、憲法および法律により、ロシア語は公的言語とされている。公的言語は、国家機関、法令および裁判、並びに社会生活における民族間の共通言語でもあると謳われ、さらに、法的文書は、国家言語および公的言語で採択されると定められている。キルギスタンは、独立後、積極的に民主化・市場経済化を進め民族復興を強く志向していないからだろうか、今年7月に首都を訪問した際には、若い人もロシア語をよく話しているように感じた。カザフスタンでは、憲法および法律に、国家機関・地方自治機関においては、カザフ語と並び、公的にロシア語が用いられると定められている。カザフスタンは、ロシアとは近すぎず離れすぎずという立場であるが、ロシアと接しているため在住ロシア人の割合が比較的に高く、ロシアとともにユーラシア経済圏を構成していることもあり、経済的にロシアとの関係が深い。ロシア語の重要度はまだ高いといえる。

このように中央アジア5か国でロシア語の公的な扱い・普及度は異なるが、面白いことに、5か国とも、司法省や政府が提供する法令データベースにはロシア語版があり、法令がロシア語で提供されている。ソ連崩壊直後に、中央アジア各国が、ロシア語で策定されたモデル法令を基に法整備をしていったということも影響していると思われる。もうしばらくは、中央アジアの法令の理解にロシア語が役に立つかと思われる。